2020年度　情報化評議会(CI-NET)　標準委員会　LiteS規約WG　第1回　資料3-10別紙

2020年8月20日

No.63　L-2020-009　適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）に対応する改訂　別紙

***CI-NET LiteS***

実装規約

Ver.2.2　ad.0

発行

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会

B.情報表現規約

### Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

Ⅶ．出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

｢1. データ交換手順｣と｢2. 出来高金額、請求金額算定方法｣の間に､｢2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応｣を新設

■本編の構成

1.　データ交換手順

1.1において、出来高、請求業務のデータ交換手順を説明する。

1.2において、立替金確認業務のデータ交換手順を説明する。

1.3において、契約打切業務のデータ交換手順を説明する。

1.4において、合意精算業務のデータ交換手順を説明する。

2.　適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格確請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関する要件を説明する。

3.　出来高金額、請求金額算定方法

契約打切業務、および出来高、請求業務における、出来高金額、請求予定金額のメッセージ上での記載方法を説明する。出来高金額、請求予定金額の算定方法などは企業ごとに多様だが、ここでは代表的な記載方法を説明する。

4.　立替金の表記方法

立替金確認業務における立替金額のメッセージ上での記載方法を説明する。

5.　メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて､運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS実装規約　指針・参考資料「B. 参考資料　Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

#### データ交換手順

##### 出来高、請求業務のデータ交換手順

基本フロー

発注者

(a) 出来高報告メッセージ

(e) 出来高報告メッセージ

(d) 出来高確認メッセージ(査定)

(b) 出来高確認メッセージ(承認)

(c) 請求メッセージ

受注者

出来高が承認されるま

で任意回繰り返し

(f) 請求確認メッセージ(不承認)

(g) 請求確認メッセージ(受理)

図B.Ⅶ- 1　出来高、請求業務のデータ交換基本フロー

(a)　受注者は発注者に対し、「出来高報告メッセージ」により、一つの注文契約に対する特定期間(一ヶ月ごとであることが多い)の工事出来高、資材納入高、請求予定額等を報告し、発注者の査定を受ける。

(b)　これに対し発注者は、受注者からの出来高報告メッセージの内容通りに出来高、請求予定等を承認する場合、承認する旨を「出来高確認メッセージ(承認)」により受注者に通知する。

(c)　出来高確認メッセージ(承認)による発注者からの承認を得た受注者は、承認された請求予定額を「請求メッセージ」により発注者に請求する。

**以降、省略**

2.　適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

* + 1. 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
1. 取引年月日
2. 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
3. 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
4. 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
5. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
* ｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

【参考】

* + 1. 適格請求書に必須な記載事項(6項目)に関して誤りがあれば､受領者側は正しい適格請求書の交付を求めることができ､発行者側は再交付する必要がある｡
		2. 適格請求書においては発行者側の消費税額と受領者側の消費税額は、同金額でなければならない｡
		3. 適格請求書発行者側各社における消費税額の端数計算方法について､統一処理がされていることが必要である｡統一処理とは､切り上げ､切り捨ておよび四捨五入等の端数処理を、個別の取引あるいは取引先ごとに変えない処理である｡
		4. 相手側に消費税端数処理の方法(切り上げ､切り捨ておよび四捨五入等)を通知することは不要である。

【メモ2】

下記｢単一税率(10％)を前提｣については､CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0指針･参考資料の請求書例の提示部分に記載する｡

CI-NETを利用した電子データ交換での見積､契約および出来高･請求業務に係る請求書は､単一税率(10％)を前提とする｡

【メモ1】

③の記載｢統一処理の必要｣について､｢根拠｣を調査中｡根拠なしで商慣習などであれば削除する予定｡

* + 1. 適格請求書授受イメージ

適格請求書発行事業者　　　適格請求書受領事業者

書面発行･････････････････ 発行された書面を保存

帳簿入力

帳簿の記載事項については次のとおり

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称

②課税仕入れを行った年月日

③課税仕入れに係る資産又は役務の内容

④課税仕入れに係る支払対価の額

(帳簿においては､登録番号は必須入力項目ではない)

請求書

請求書

↓

原本を保存

↓

控えを保存

CI-NET送信･････････････ 発行されたデータを保存

請求書

請求書

↓

原データを保存

ただし､紙面に印刷した書面で保存することは可能(整理保存が要件)

↓

控えを保存

#### 出来高金額、請求金額算定方法

##### 明細出来高の累積査定方式と当月査定方式

　出来高、請求業務での個々の資材、工事等の明細の出来高査定には、「累積査定方式」と「当月査定方式」の2通りがある。当該出来高、請求メッセージがいずれの方式によるものかは、メッセージ上の[1312]出来高査定方式識別コードで示さなければならない。

**以降、省略**